

東京都議会議員選挙

前回(平成29年7月2日執行)東京都議会議員選挙の投票率

東京都	51.28%
江東区	54.56%



投票日

7月4日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

投票資格(投票できる方)

- ◎年齢要件 平成15年7月5日以前に生まれた方
- ◎住所要件
 - ①江東区に令和3年3月24日までに転入の届出をし、引き続き江東区に居住(住民基本台帳に登録)がある方
 - ②令和3年6月24日(木)までに都内他区市町村に転出し、引き続き都内に居住(住民基本台帳に登録)しており、本区から転出前に本区の住民基本台帳に引き続き3か月以上登録され、かつ転出後4か月を経過していない方

【転入】江東区に転入の届出をし、投票日現在まで引き続き区内に居住している方

- 令和3年3月24日までに転入の届出 → 江東区での投票になります。
- 令和3年3月25日以降に都内から転入の届出 → 前住所地での投票になります※1
- 令和3年3月25日以降に都外から転入の届出 → **東京都の選挙では、投票できません。**

※1 前住所地の選挙人名簿に登録がある方が投票する際には、江東区で発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(選挙用住民票の写し(無料))」や引き続き都内に住所があることを確認できる公的書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票など)による確認が必要です。

【転出】江東区の住民基本台帳に3か月以上登録された後に転出し、4か月を経過していない方

- 令和3年3月24日以降に都内の別の区市町村に転入の届出後、引き続き都内に居住 → 江東区での投票になります※2
- 都外に転出の届出 → **東京都の選挙では、投票できません。**

※2 「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要です。選挙人名簿登録のある方が投票する際には、都内の新住所地で発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(選挙用住民票の写し(無料))」や引き続き都内に住所があることを確認できる公的書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票など)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。

【転居】江東区内で住所を変更した方

- 令和3年6月10日までに区内で転居の届出 → 転居後の住所地の投票所(入場整理券に記載の場所)
- 令和3年6月11日以降に区内で転居の届出 → 転居前の住所地の投票所(入場整理券に記載の場所)

視覚に障害のある方は

視覚に障害がある方には点字版または音声版「選挙のお知らせ」や点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。ご希望の方はご連絡ください。 ※皆さんのご近所、お知り合いに該当される方がいましたら、ぜひこのことをお伝えください。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会では、感染拡大の防止に取り組みます。投票所に来られる皆様におかれましても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

選挙管理委員会が行う感染症対策

- 投票所内の投票管理者・投票立会人および従事する職員は全員マスクを着用します。
- 投票所には手指用アルコール消毒液を設置します。
- 定期的に投票所内の換気を行います。
- 記載台などを定期的に消毒します。
- 飛沫感染防止のため、受付(名簿対照係)や用紙交付係、投票管理者・投票立会人などの有権者と対面する場所に、透明のシートを設置します。
- 選挙人同士の間隔(約1m)を確保するため足元シートを設置します。
- 投票所では未使用のクリップ鉛筆を使用します(消毒済みの鉛筆を使用する場合もあります)。



有権者の皆様へのお願い

- マスク着用、手指の消毒、咳エチケットや来場前後の手洗い、うがいに協力ください。
- 感染リスク軽減のため、分散投票による期日前投票をご利用ください。
- 午前の早い時間帯は比較的スムーズに投票いただけます。混雑緩和にご協力ください。
- 筆記用具の持参を推奨します。ご自身の筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、油性ボールペン)を持参していただくことで、安心してスムーズに投票をすることができます。
- 投票が済みましたら、会場内の密を防ぐため、速やかに退出していただきますようお願いいたします。



- 混雑緩和のため、入場を制限させていただく場合がございます。
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 投票所内での携帯電話・スマートフォンの使用、カメラ等での撮影はお控えください。
- 投票の秘密や秩序の保持に必要と判断した場合、入場を制限することがあります。



区選管特集ホームページ

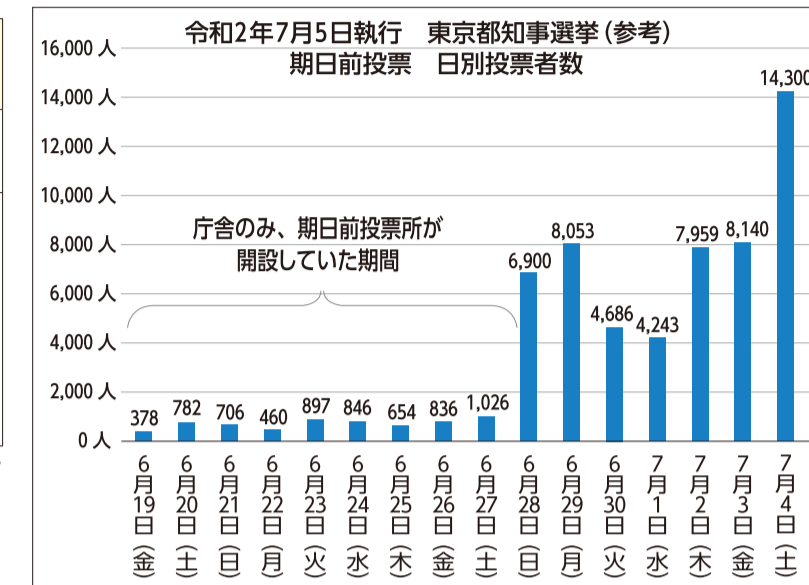
選挙の詳しい情報は、区ホームページ (<http://www.city.koto.lg.jp>) からご覧になれます。

分散投票のお願い 期日前投票 をご利用ください

ご本人の投票所入場整理券(届いている場合)をお持ちください。投票所入場整理券を紛失した場合や選挙資格の要件を満たしているにもかかわらず投票所入場整理券が届いていない場合でも、期日前投票所において選挙人名簿で確認できれば投票できます。投票所入場整理券の裏面に記載の**期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入のうえ**、お近くの期日前投票所へお持ちください。(前もって必要事項を書いてから来場いただくとスムーズに投票ができます。)

期日前投票所 場所	期間	6月26日(土)	6月27日(日)～7月3日(土)
・江東区役所庁舎2階(東陽4-11-28) ・豊洲シビックセンター1階ギャラリー(豊洲2-2-18)		投票できます	投票できます
・森下文化センター2階多目的ホール(森下3-12-17) ・富岡区民館3階ホール(富岡1-16-12) ・小松橋区民館4階第1・2洋室(扇橋2-1-5) ・カメラプラザ5階第1・2研修室(亀戸2-19-1) ・総合区民センター2階レクホール(大島4-5-1) ・砂町区民館3階タウンホール(北砂4-7-3) ・南砂区民館4階ホール(南砂6-8-3)		投票できません	投票できます

- ※次の理由などで投票日当日に投票所へ行けない見込みのある方は、期日前投票ができません
- ・仕事や用事、レジャーなどの予定がある方
 - ・入院や出産などの予定があるため、投票所に行けない見込みのある方
 - ・天災または悪天候により投票所に到着することが困難であると見込まれる方
 - ・投票日当日の混雑により、新型コロナウイルス感染症への感染が不安な方や心配な方

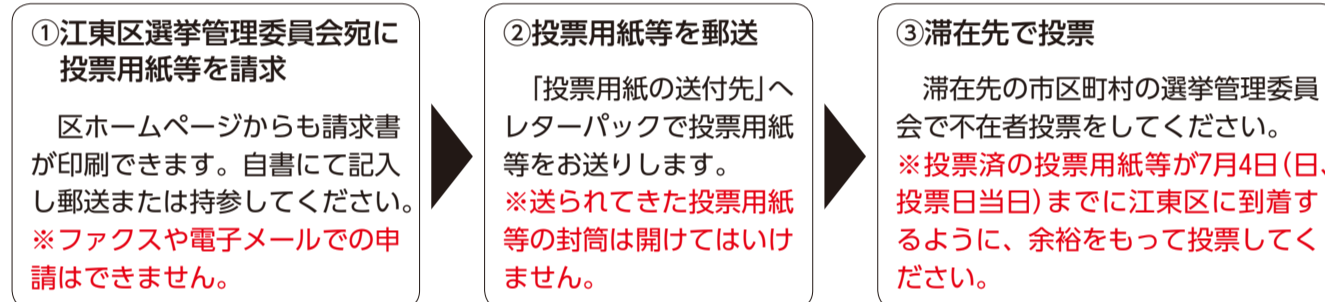


※午前中の早い時間帯は、比較的スムーズに投票できる傾向があります。

不在者投票の制度

滞在地での不在者投票

仕事や旅行等で江東区外に滞りされる方は、あらかじめ投票用紙等を請求していただくと、選挙の告示日の翌日(6月26日(土))から投票日の前日(7月3日(土))まで、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて投票することができます。 ※不在者投票できる場所・時間等については滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。



指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

不在者投票のできる施設に指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で投票できます。お早めに、病院長等にお申し出ください。



郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、お体が不自由で投票所へ行くことが困難な方が、現在お住まいの場所で投票用紙の記入を行い、郵便等で投票を行うことができる制度です。

- ①対象となる方
ご自分で字を書くことができる方で、表1のいずれかの障害・等級に該当する方
- ②代理記載制度
ご自分で字を書けない場合でも、表1の障害等に該当し、更に表2のいずれかの障害・等級をお持ちの方は、あらかじめ選挙権を有する代理人を指定して、投票用紙に代理記載をさせることができます。
- ③投票用紙の請求について
投票用紙の請求は、江東区選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」(以下「証明書」という)を添付して、6月30日(水)(投票日の4日前)の午後5時までに行う必要があります。すでに証明書をお持ちの方には、ご案内の通知を郵送しております。新たにこの制度のご利用を希望される方は、証明書発行の手続きが必要ですので、お早めにお問い合わせください。

表1 郵便等投票のできる方

手帳等の種類	障害の種類・要介護状態の区分	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5	—

表2 代理記載制度を利用できる方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症～第2項症

投票の順序と投票の方法(投票所では、次の順序で投票を行います。)

- ①名簿対照
本人であることを確認するため、選挙人名簿と照合をします。
- ②用紙交付(都議会議員選挙)
「オレンジ色」の投票用紙を受け取ります。
- ③投票記載所
1人の候補者氏名を記載して投票箱に入れます。



投票記載台には候補者の氏名等を掲示しますので、よく確かめてからお書きください。

選挙公報を全戸配布します

候補者の氏名・経歴・政見等を掲載した「選挙公報」を7月1日(木)頃までに全戸配布する予定です。なお、選挙公報は東京都選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。また、区内公共施設や区内各駅にも備える予定ですので、ご利用ください。選挙公報は、掲載順序が立候補届出日(6月25日(金)の午後6時)に確定し、その後に印刷を行うため、期日前投票が開始される6月26日(土)にはお手元に届けられません。ご理解の程、よろしく申し上げます。

当日投票所の変更について(次の住所にお住まいの方は、東京都議会議員選挙において投票所が変わりますのでご注意ください)

変更となる方の住所	旧投票所	新投票所
扇橋3丁目、千田、海辺、千石2・3丁目	大江戸高校(第9投票所)	千田福祉会館1階(千田21-18)

選挙に関するお問い合わせ先: 選挙管理委員会事務局 ☎ 3647-9091、FAX 3647-9592